



# 福祉便利帳



平成30年2月  
沖縄県 宮古島市





# 目 次

## 1. フローチャート

(1) 生活費の相談（給付・貸付制度等）	-----	P 1
(2) 医療費の相談（助成等制度）	-----	P 3
(3) 就学相談（援助等制度）	-----	P 5
(4) 就労相談（給付及び支援制度）	-----	P 7
(5) 身寄りの無い者の相談（相談窓口）	-----	P 9

## 2. 貸付

(1) 生活福祉資金	-----	P 10
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	-----	P 11

## 3. 手当

(1) 児童手当	-----	P 12
(2) 児童扶養手当	-----	P 13
(3) 特別児童扶養手当	-----	P 14
(4) 障害児福祉手当	-----	P 15
(5) 特別障害者手当	-----	P 15

## 4. 医療費関係

(1) 未熟児養育医療給付	-----	P 16
(2) 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成	-----	P 17
(3) 自立支援医療（精神通院医療）	-----	P 18
(4) 自立支援医療（育成医療）	-----	P 19
(5) 自立支援医療（更生医療）	-----	P 20
(6) 重度心身障害者（児）医療費助成	-----	P 21
(7) 宮古島市こども医療費助成	-----	P 21

## 5. 給付

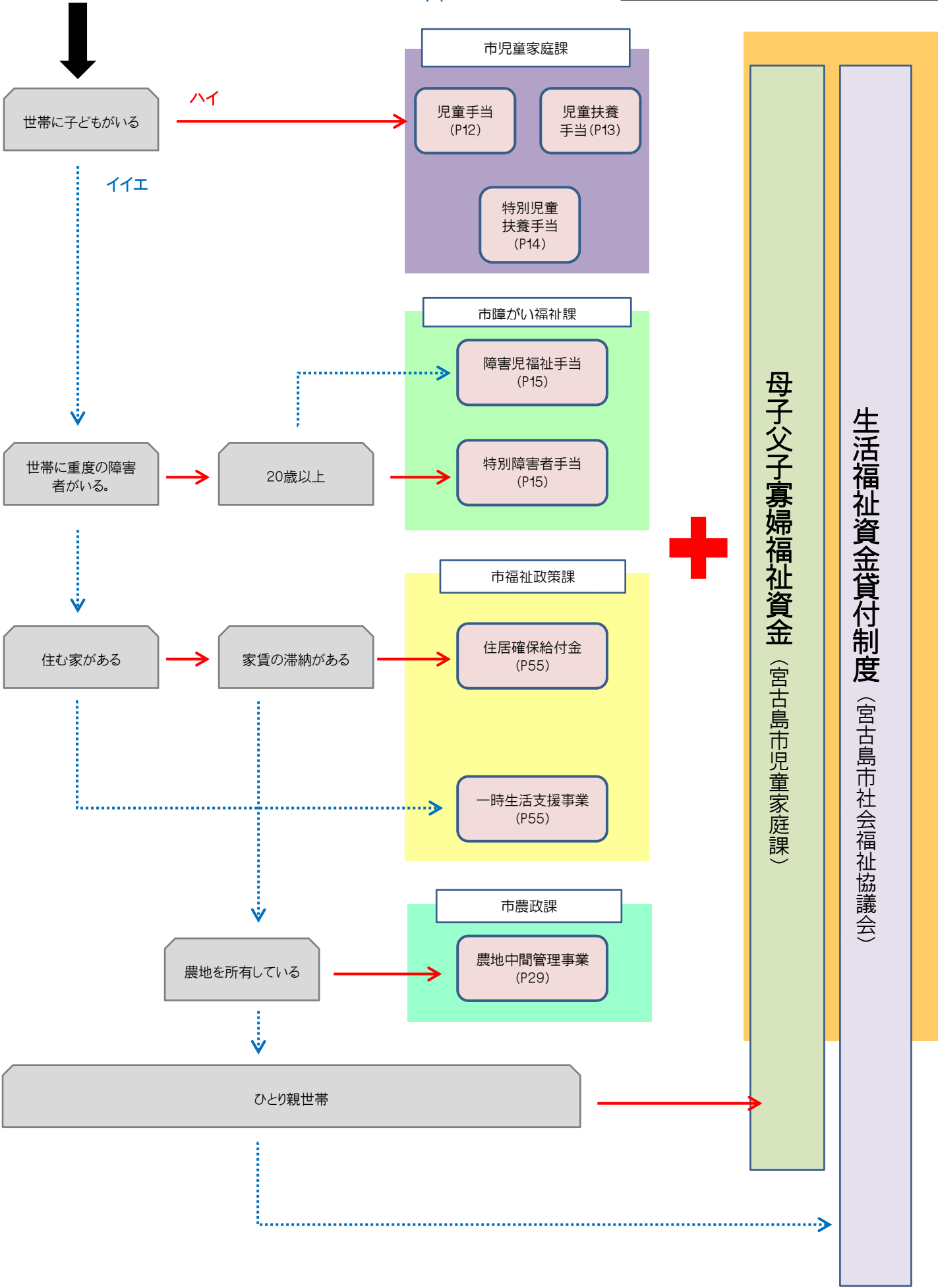
(1) 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付）	-----	P 22
(2) 雇用継続給付（育児休業給付）	-----	P 23
(3) 雇用継続給付（介護休業給付）	-----	P 23
(4) 教育訓練給付（一般教育訓練給付）	-----	P 24
(5) 教育訓練給付（専門実践教育訓練給付）	-----	P 25

6. 就労関係	
(1) 求職者支援制度	P 26
7. 渡航費関係	
(1) 宮古島市難病・がん患者等に係る航空運賃の一部助成金交付	P 27
(2) 宮古島市特定不妊治療に係る航空運賃一部助成金交付	P 27
8. 就学費関係	
(1) 就学援助制度	P 28
9. 農地関係	
(1) 農地中間管理事業	P 29
10. 介護保険制度	
(1) 介護保険サービスの対象者等	P 30
(2) 介護保険サービスの体系	P 31
(3) 介護保険サービス利用の流れ	P 32
(4) 相談窓口	P 33
(5) 介護保険サービスの内容	P 33~39
(6) 宮古島市独自の事業	P 40~43
11. 障害福祉関係	
(1) 障害者手帳	P 44~45
(2) 補装具と日常生活用具	P 46~47
(3) 介護給付・障害児通所給付	P 48
(4) 訓練等給付	P 49
(5) 地域相談支援給付	P 49
(6) 地域生活支援事業	P 50
(7) 障害福祉サービス利用までの流れ	P 51
(8) 相談窓口	P 52~53
12. 生活困窮者自立支援制度	P 54~56
13. 子供の貧困対策関係	P 57
14. 生活保護制度	P 58

# 生活費の相談(給付・貸付制度等)

ハイ →  
イイエ →

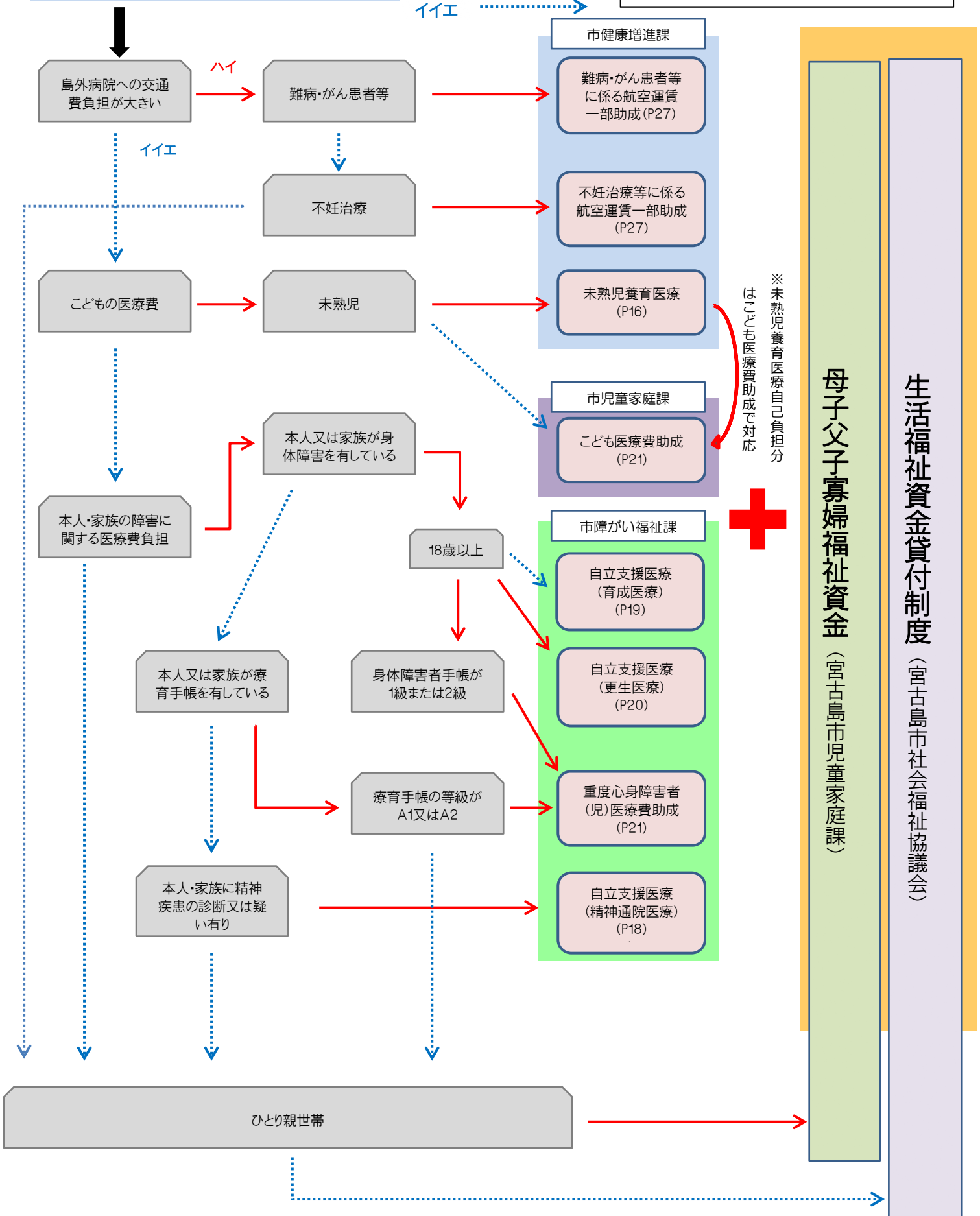
注) 各種制度は、いずれも**活用の可能性がある制度**となっております。  
詳細は担当部署へご確認を宜しく申し上げます。





# 医療費の相談(助成等制度)

注) 各種制度は、いずれも**活用の可能性がある制度**となっております。  
 詳細は担当部署へご確認を宜しく申し上げます。







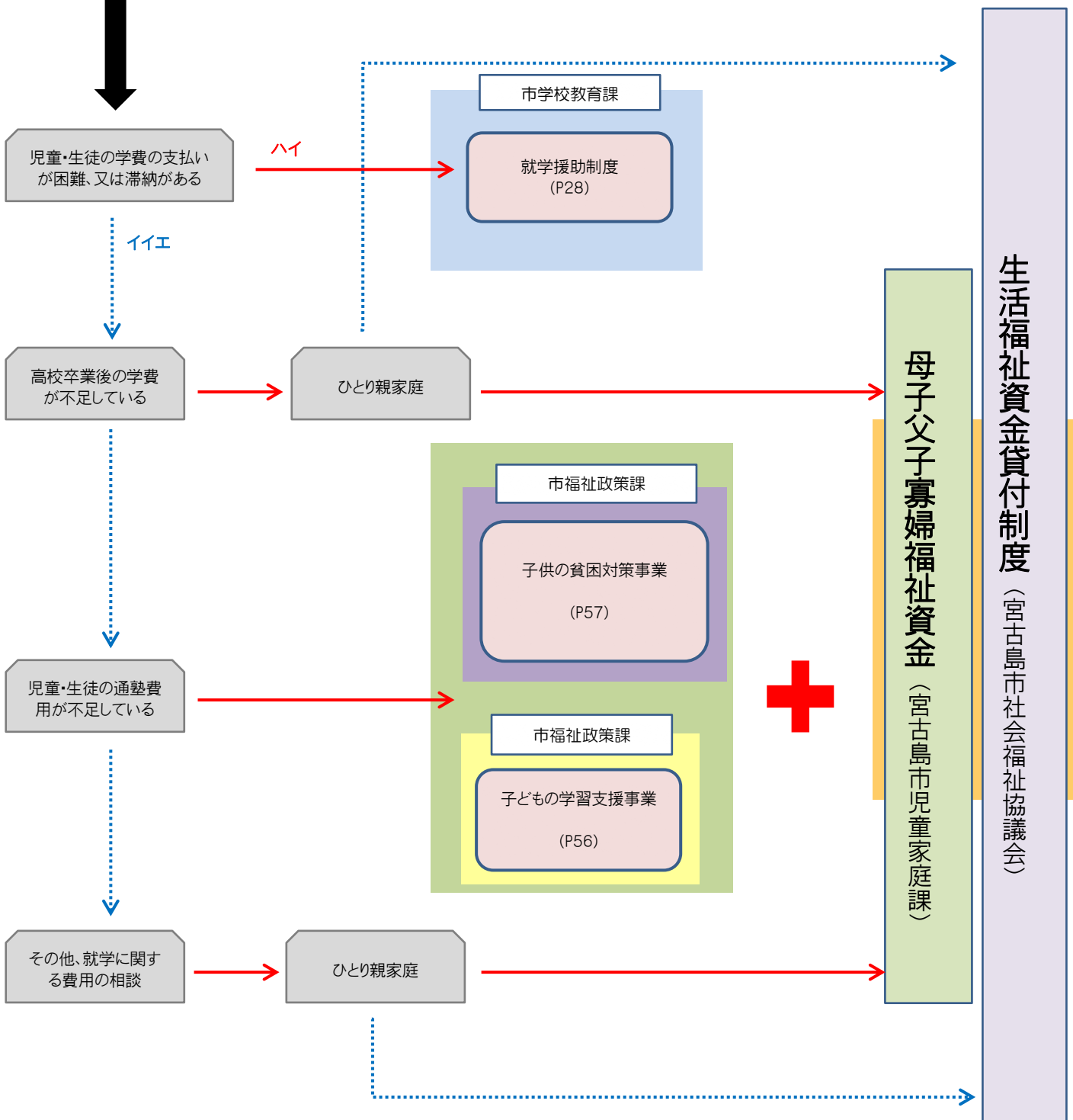
# 就学相談(援助等制度)

ハイ →

イエ ←

注) 各種制度は、いずれも**活用の可能性がある制度**となっております。

詳細は担当部署へご確認を宜しく申し上げます。

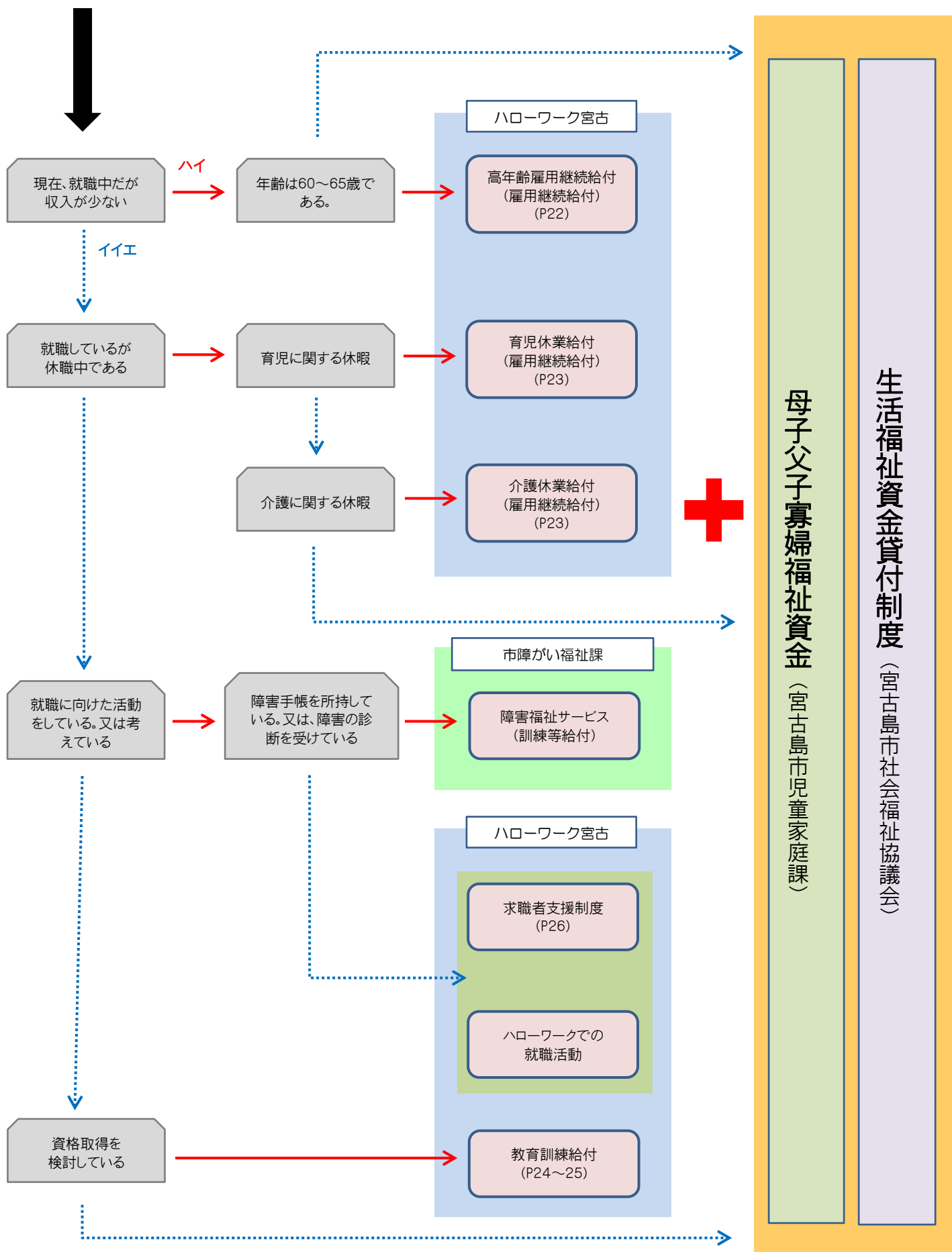




# 就労相談(給付及び支援制度)

ハイ →  
イエ →

注) 各種制度は、いずれも**活用の可能性がある**  
**制度**となっております。  
詳細は担当部署へご確認を宜しくお願いま



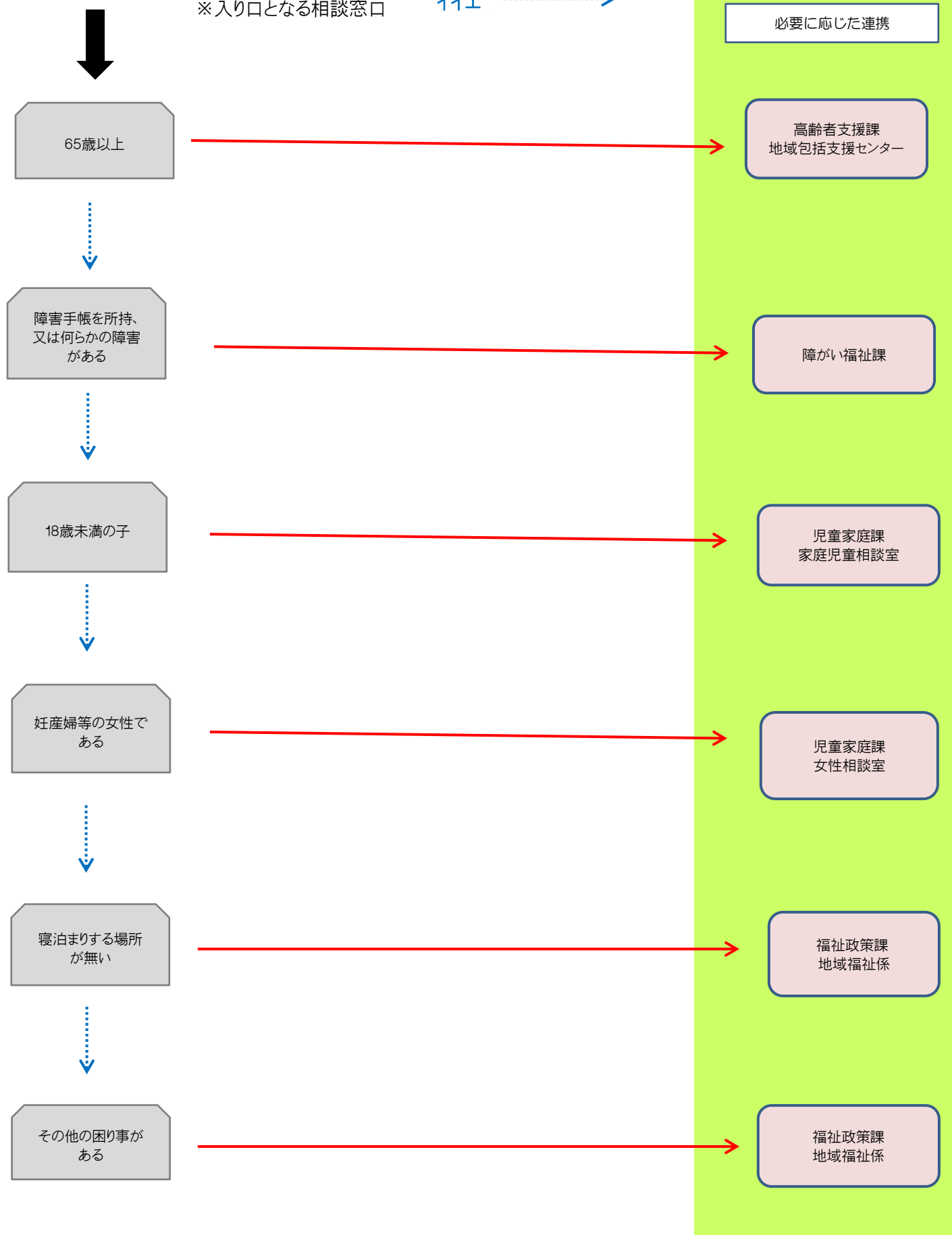


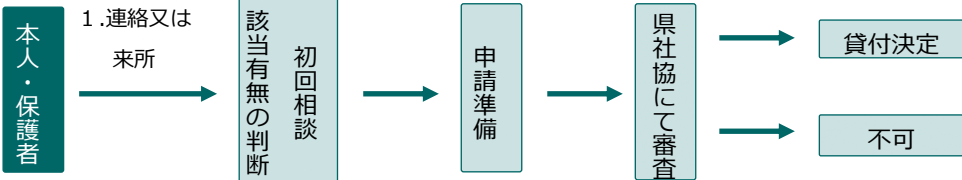
# 身寄りの無い者の相談(相談窓口)

ハイ →

イエ →

※入り口となる相談窓口



名 称	生活福祉資金
目 的	低所得者、障害者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う事により、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れる様にすることを目的とする。
対 象	<p>(1) 低所得世帯 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。</p> <p>(2) 障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。）の属する世帯。</p> <p>(3) 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者等）。</p>
内 容	<p>(1) 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金</p> <p>(2) 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、経費として貸し付ける資金</p> <p>①福祉費（13種類） 日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用</p> <p>②緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p> <p>③教育支援資金（2種類） 低所得世帯に対し貸し付ける資金</p> <p>④不動産担保型生活資金（2種類）</p> <p>⑤臨時特例つなぎ資金</p> <p style="text-align: right;">2.結果通知</p>
窓 口	宮古島市社会福祉協議会 TEL：0980-72-3193
手 続 き	 <pre> graph LR     A[本人・保護者] -- "1.連絡又は来所" --&gt; B[該当有無の判断 初回相談]     B --&gt; C[申請準備]     C --&gt; D[県社協にて審査]     D --&gt; E[貸付決定]     D --&gt; F[不可]   </pre>

<b>名 称</b>	母子父子寡婦福祉資金貸付金
<b>目 的</b>	母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金で、ひとり家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としています。
<b>対 象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子家庭の母又はその児童（20歳未満）</li> <li>(2) 父子家庭の父又はその児童（20歳未満）</li> <li>(3) 寡婦（かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方）</li> <li>(4) 40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）</li> <li>(5) 父母のいない児童</li> </ul>
<b>内 容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業開始資金 … 事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金</li> <li>(2) 事業継続資金 … 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金</li> <li>(3) 修学資金 … 高校、大学、高専、又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金</li> <li>(4) 技能習得資金 … 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金</li> <li>(5) 修業資金 … 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金</li> <li>(6) 就職支度資金 … 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金</li> <li>(7) 医療介護資金 … 医療又は介護を受けるために必要な資金</li> <li>(8) 生活資金 … 失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金</li> <li>(9) 住宅資金 … 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金</li> <li>(10) 転宅資金 … 住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金</li> <li>(11) 就学支度資金 … 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金</li> <li>(12) 結婚資金 … 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金</li> </ul>
<b>窓 口</b>	宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966
<b>手続き</b>	詳細は児童家庭課までお問い合わせください。

### 3 手当

名 称	児童手当
目 的	・家庭等における生活の安定に寄与する。 ・次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する
対 象	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
内 容	3歳の誕生日月まで … 一律 15,000 円 3歳の誕生日翌月から小学校修了前（第1、2子） … 10,000 円 3歳の誕生日翌月から小学校修了前（第3子以降） … 15,000 円 中学生 … 一律 10,000 円 ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は月額一律 5,000 円
窓 口	宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966
手続き	詳細は児童家庭課までお問い合わせください。





<b>名 称</b>	児童扶養手当
<b>目 的</b>	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図る。
<b>対 象</b>	下記のいずれかに該当する児童の、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) 父又は母が1年以上遺棄している児童 (6) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (8) 婚姻によらないで生まれた子ども (9) その他(1)～(8)に該当するか明らかでない児童
<b>内 容</b>	子どもが1人の場合 … 全部支給 42,290 円 一部支給 42,280 円～9,980 円（所得に応じて決定） 子ども2人目の加算額 … 全部支給 9,990 円 一部支給 9,980 円～5,000 円（所得に応じて決定） 子ども3人目以降の加算額（1人につき） … 全部支給 5,990 円 一部支給 5,980 円～3,000 円（所得に応じて決定）
<b>窓 口</b>	宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966
<b>手続き</b>	詳細は児童家庭課までお問い合わせください。



<b>名 称</b>	特別児童扶養手当
<b>目 的</b>	20歳未満の身体や精神に障害がある児童を養育する父母又は養育者に対し、児童の福祉を増進を図る事を目的とする。
<b>対 象</b>	20歳未満で、法令に定める程度の障害の状態（1級又は2級）にある児童を養育する父母又は養育者
<b>内 容</b>	<p>【支給額】</p> <p>1級該当の児童1人 … 月額 51,450 円</p> <p>2級該当の児童1人 … 月額 34,270 円</p> <p>※受給者、もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。</p> <p>【支給月】</p> <p>年3回（4月、8月、11月）で、支払い月の前月までの分（通常4ヶ月分）が支給されます。</p>
<b>窓 口</b>	宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966
<b>手続き</b>	詳細は児童家庭課までお問い合わせください。



<b>名 称</b>	障害児福祉手当
<b>目 的</b>	精神又は身体に著しい障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする障害児に対して、重度の障害により特に必要となる負担の軽減の一助として、手当を支給することにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。
<b>対 象</b>	精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者
<b>内 容</b>	<p>【支給月額】 14,580円（変更あり）</p> <p>【支給月】 年4回（2月、5月、8月、11月に）、それぞれの支払月前月3ヶ月分が支給。</p> <p>【所得制限】 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは手当は支給されません。</p>
<b>窓 口</b>	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975
<b>手続き</b>	詳細は障がい福祉課までお問い合わせください。

<b>名 称</b>	特別障害者手当
<b>目 的</b>	精神又は身体に著しい障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害により特に必要となる負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。
<b>対 象</b>	精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者。
<b>内 容</b>	<p>【支給額】 月額 26,810円（変更あり）</p> <p>【支給月】 年4回（2月、5月、8月、11月に）、それぞれの支払月の前月3ヶ月分が支給されます。</p> <p>【所得制限】 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。</p>
<b>窓 口</b>	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975
<b>手続き</b>	詳細は障がい福祉課までお問い合わせください。

名 称	未熟児養育医療給付
目 的	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図る事を目的とする。
対 象	<p>母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、法第6条第6項の「諸機能を得るに至っていないもの」とは、下記のいずれかの症状等を有している場合をいう。</p> <p>(1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの</p> <p>(2) 生活能力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <p>①一般状態 ア 運動不安、けいれんがあるもの    イ 運動が異常に少ないもの</p> <p>②体温が摂氏34度以下のもの</p> <p>③呼吸器、循環器系 ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの イ 呼吸数が毎分50を越えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの ウ 出血傾向の強いもの</p> <p>④消化器系 ア 生後24時間以上排便のないもの イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの ウ 血性吐物、血便のあるもの</p> <p>⑤黄疸    (生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの)</p>
内 容	<p>現物給付による事を原則とし、やむを得ない事情がある場合のみ現物給付にかえて、その費用を支給する事が出来る。</p> <p>【給付の種類】※所得に応じて自己負担が生じる事がある。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療 (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 移送</p>
窓 口	宮古島市健康増進課    TEL：0980-73-1978
手 続 き	<pre> graph LR     A[指定医療機関] -- "1. 養育医療意見書" --&gt; B[保護者]     B -- "2. 申請" --&gt; C[市役所]     C -- "3. 決定通知 (医療券)" --&gt; B     C -- "4. 医療券" --&gt; A   </pre>

<b>名 称</b>	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成
<b>目 的</b>	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
<b>対 象</b>	<p>市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母と児童  (2) 父子家庭の父と児童  (3) 養育者が養育する父母のいない児童</p> <p>対象としない者</p> <p>(1) 生活保護を受けている者  (2) 里親に委託されている者  (3) 宮古島市こども医療費助成事業の対象となる者  (4) 重度心身障害者医療費助成事業の対象となる者  (5) 児童福祉施設等に入所している者  (6) 公費負担の医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を受けられる者</p> <p>※所得額によっては対象とならない事があります。</p>
<b>内 容</b>	<p>保健医療機関等における療養に要する費用の額から、保健給付、他法負担、一部負担金及び保険者が給付する付加給付を控除した額を助成する。</p> <p>ただし、通院については、1人1ヶ月につき1医療機関ごとに(薬局調剤は、各医療機関の分と合算)に、1,000円を超えた額を助成します。</p>
<b>窓 口</b>	宮古島市児童家庭課 TEL : 0980-73-1966
<b>手続き</b>	詳細は児童家庭課までお問い合わせください。

名 称	自立支援医療（精神通院医療）
目 的	精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する。
対 象	①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害 ②3年以上の精神医療の経験を有する医師により、精神障害のための計画的・集中的な通院医療を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者。
内 容	医療保険の3割の自己負担を原則1割負担とし、残り2割を給付します。保護者の所得に応じて、自己負担限度額が定められています。 ただし、沖縄県の場合は復帰特別措置により、自己負担分の1割も公費で負担します。
窓 口	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975
手続き	<pre> graph LR     A[医師] -- 1.受診 --&gt; B[本人・保護者]     B -- 2.診断書交付 --&gt; A     B -- 3.申請 --&gt; C[市役所]     C -- 4.進達 --&gt; D[宮古保健所]     D -- 5.送付 --&gt; E[保健福祉センター 沖縄県総合精神]     E -- 6.決定 --&gt; D     D -- 7.受給者証 送付 --&gt; C     C -- 8.受給者証 交付 --&gt; B </pre>



<b>名 称</b>	自立支援医療（育成医療）																						
<b>目 的</b>	身体に障害のある児童、または放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、生活能力を得るために指定医療機関において行われる医療で医療費の一部を公費で負担します。																						
<b>対 象</b>	<p>(1) 18歳未満であること</p> <p>(2) 治療前の申請であること。</p> <p>(3) 医療保険加入者、生活保護受給者（未申告の者は対象外）</p> <p>※(1)、(2)に該当する場合であっても世帯の所得により対象とならないことがあります。</p> <p>※保護者と住所が異なる場合は保護者の居住地の市町村で申請します。</p>																						
<b>対象となる障害区域</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4682B4; color: white;">障害区分</th> <th style="background-color: #4682B4; color: white;">治療区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>手術、補装具治療等</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>手術、未熟児網膜症の光凝固治療等</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能障害</td> <td>手術</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>手術、歯科矯正等</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓手術、(心臓移植術後の抗免疫療法含む)</td> </tr> <tr> <td>腎臓機能障害</td> <td>透析療法、腎移植(腎移植後の抗免疫療法含む)</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障害</td> <td>手術(中心静脈栄養療法含む)</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>心臓手術、(肝臓移植術後の抗免疫療法含む)</td> </tr> <tr> <td>その他内臓機能障害</td> <td>手術</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>HIV感染に対する治療</td> </tr> </tbody> </table> <p>※育成医療意見書の障害の状況や医療内容、治療見込みの有無を審査し給付の適否を判定します</p>	障害区分	治療区分	肢体不自由	手術、補装具治療等	視覚障害	手術、未熟児網膜症の光凝固治療等	聴覚・平衡機能障害	手術	音声・言語・そしゃく機能障害	手術、歯科矯正等	心臓機能障害	心臓手術、(心臓移植術後の抗免疫療法含む)	腎臓機能障害	透析療法、腎移植(腎移植後の抗免疫療法含む)	小腸機能障害	手術(中心静脈栄養療法含む)	肝臓機能障害	心臓手術、(肝臓移植術後の抗免疫療法含む)	その他内臓機能障害	手術	免疫機能障害	HIV感染に対する治療
障害区分	治療区分																						
肢体不自由	手術、補装具治療等																						
視覚障害	手術、未熟児網膜症の光凝固治療等																						
聴覚・平衡機能障害	手術																						
音声・言語・そしゃく機能障害	手術、歯科矯正等																						
心臓機能障害	心臓手術、(心臓移植術後の抗免疫療法含む)																						
腎臓機能障害	透析療法、腎移植(腎移植後の抗免疫療法含む)																						
小腸機能障害	手術(中心静脈栄養療法含む)																						
肝臓機能障害	心臓手術、(肝臓移植術後の抗免疫療法含む)																						
その他内臓機能障害	手術																						
免疫機能障害	HIV感染に対する治療																						
<b>窓 口</b>	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975																						
<b>手続き</b>	<pre> graph LR     A[指定医療機関] -- 1. 受診 --&gt; B[本人]     B -- 2. 意見書 --&gt; A     B -- 3. 申請 --&gt; C[市役所]     C -- 6. 決定通知 --&gt; B     C -- 4. 判定依頼 --&gt; D[小児保健協会 沖縄県]     D -- 5. 判定結果 --&gt; C   </pre>																						

<b>名 称</b>	自立支援医療（更生医療）																				
<b>目 的</b>	身体障害者の障害を軽減し、日常生活能力、社会生活活動または職業能力を回復・改善させる事を目的として、指定医療機関で行われる医療で、医療費の一部を公費で負担します。																				
<b>対 象</b>	(1) 18歳以上で身体障害者手帳を受けていること。 (2) 治療前の申請であること。 (3) 医療保険加入者、生活保護受給者（未申告の者は対象外） ※(1)、(2)に該当する場合であっても世帯の所得により対象とならないことがあります。																				
<b>対象となる 障害区分</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">障害区分</th> <th style="text-align: center;">治療法（手術等の名称）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>間接固定術、関節形成術、人工関節置換術 等</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>水晶体摘出手術、角膜移植術、網膜剥離手術 等</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能障害</td> <td>外耳道形成術、鼓膜形成術、人工内耳埋め込み術 等</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療 等</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>弁形成術、ペースメーカー植込み術、弁置換術 等</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>人工透析療法、じん臓移植術、等</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障害</td> <td>中心静脈栄養法</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>抗体H I V療法、免疫調整療法 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※更生医療意見書の障害の状況や医療内容、治療見込みの有無を審査し給付の適否を判定します。</p>	障害区分	治療法（手術等の名称）	肢体不自由	間接固定術、関節形成術、人工関節置換術 等	視覚障害	水晶体摘出手術、角膜移植術、網膜剥離手術 等	聴覚・平衡機能障害	外耳道形成術、鼓膜形成術、人工内耳埋め込み術 等	音声・言語・そしゃく機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療 等	心臓機能障害	弁形成術、ペースメーカー植込み術、弁置換術 等	じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術、等	肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法	小腸機能障害	中心静脈栄養法	免疫機能障害	抗体H I V療法、免疫調整療法 等
障害区分	治療法（手術等の名称）																				
肢体不自由	間接固定術、関節形成術、人工関節置換術 等																				
視覚障害	水晶体摘出手術、角膜移植術、網膜剥離手術 等																				
聴覚・平衡機能障害	外耳道形成術、鼓膜形成術、人工内耳埋め込み術 等																				
音声・言語・そしゃく機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療 等																				
心臓機能障害	弁形成術、ペースメーカー植込み術、弁置換術 等																				
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術、等																				
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法																				
小腸機能障害	中心静脈栄養法																				
免疫機能障害	抗体H I V療法、免疫調整療法 等																				
<b>窓 口</b>	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975																				
<b>手続き</b>	<pre> graph LR     A[指定医療機関] -- 1. 受診 --&gt; B[本人]     B -- 2. 意見書 --&gt; A     B -- 3. 申請 --&gt; C[市役所]     C -- 4. 判定依頼 --&gt; D[更生相談所 身体障害者]     D -- 5. 判定結果 --&gt; C     C -- 6. 決定通知 --&gt; B       </pre>																				



<b>名 称</b>	重度心身障害者（児）医療費助成
<b>目 的</b>	重度心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成する事により、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者（児）の福祉の増進を図る事を目的とする。
<b>対 象</b>	（１）身体障害者 … 身体障害者手帳の等級が１級または２級のもの （２）知的障害者 … 療育手帳の等級が A1 または A2 のもの
<b>内 容</b>	下記に掲げる経費から医療保険各法の規定による高額療養費及び付加給付を控除した額 （１）医療費の一部負担金の額。ただし入院時の食事費については、その一部負担金の２分の１の額
<b>窓 口</b>	宮古島市障がい福祉課 TEL：0980-73-1975
<b>手続き</b>	詳細は障がい福祉課までお問い合わせ下さい。

<b>名 称</b>	宮古島市こども医療費助成
<b>目 的</b>	こどもの健康保持のため医療費の一部を助成することにより、その保健の向上を図り、次代の社会を担うこどもの健全な育成を図ることを目的とする
<b>対 象</b>	【助成対象者】 （１）宮古島市に住所を有している者 （２）健康保険に加入している者 （３）生活保護法による生活保護を受けていない者 （４）交通事故等により第三者からの賠償の対象になっていない者 （５）他の条例等に基づき医療費の助成を受けていない者 【助成対象年齢】 （１）通院 … 0歳から未就学児（6歳に達した日以後の最初の3月31日）まで （２）入院 … 0歳から中学校卒業（15歳に達した日以後の最初の3月31日）まで
<b>内 容</b>	入院および通院における医療費等について、「宮古島市こども医療費助成金受給資格者証」を医療機関窓口で提示することにより、健康保険適用分の自己負担額を支払うことなく、医療を受けられます。（ただし、入院など医療費が高額になる場合は、「限度額認定証」の提示が必要です。また、県外受診は市役所窓口での申請となります。）
<b>窓 口</b>	宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966
<b>手続き</b>	詳細は児童家庭課までお問い合わせ下さい。

## 5

## 給付関係

名 称	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付）																																																																
目 的	高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とする。																																																																
対 象	<p>（１）高年齢雇用継続基本給付金</p> <p>被保険者であった期間が通算して5年以上ある被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳到達時点の賃金月額額の75%未満である方</p> <p>（２）高年齢再就職給付金</p> <p>再就職後（60歳以後）の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金月額を30倍した額の75%未満となった方の内、以下の3つの要件を満たした方。</p> <p>①基本手当についての算定基礎期間が5年以上あること</p> <p>②再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること</p> <p>③安定した就職に就くことにより被保険者となったこと</p>																																																																
内 容	<p>【給付金早見表】</p> <p>60歳到達時の賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、支給対象月に支払われた賃金額に乗ずることで給付金の支給額が分かります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>低下率</th> <th>支給率</th> <th>低下率</th> <th>支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75.00%以上</td> <td>0.00%</td> <td>68.00%</td> <td>6.73%</td> </tr> <tr> <td>74.50%</td> <td>0.44%</td> <td>67.50%</td> <td>7.26%</td> </tr> <tr> <td>74.00%</td> <td>0.88%</td> <td>67.00%</td> <td>7.80%</td> </tr> <tr> <td>73.50%</td> <td>1.33%</td> <td>66.50%</td> <td>8.35%</td> </tr> <tr> <td>73.00%</td> <td>1.79%</td> <td>66.00%</td> <td>8.91%</td> </tr> <tr> <td>72.50%</td> <td>2.25%</td> <td>65.50%</td> <td>9.48%</td> </tr> <tr> <td>72.00%</td> <td>2.72%</td> <td>65.00%</td> <td>10.05%</td> </tr> <tr> <td>71.50%</td> <td>3.20%</td> <td>64.50%</td> <td>10.64%</td> </tr> <tr> <td>71.00%</td> <td>3.68%</td> <td>64.00%</td> <td>11.23%</td> </tr> <tr> <td>70.50%</td> <td>4.17%</td> <td>63.50%</td> <td>11.84%</td> </tr> <tr> <td>70.00%</td> <td>4.67%</td> <td>63.00%</td> <td>12.45%</td> </tr> <tr> <td>69.50%</td> <td>5.17%</td> <td>62.50%</td> <td>13.07%</td> </tr> <tr> <td>69.00%</td> <td>5.68%</td> <td>62.00%</td> <td>13.70%</td> </tr> <tr> <td>68.50%</td> <td>6.20%</td> <td>61.50%</td> <td>14.35%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>61.00%以下</td> <td>15.00</td> </tr> </tbody> </table>	低下率	支給率	低下率	支給率	75.00%以上	0.00%	68.00%	6.73%	74.50%	0.44%	67.50%	7.26%	74.00%	0.88%	67.00%	7.80%	73.50%	1.33%	66.50%	8.35%	73.00%	1.79%	66.00%	8.91%	72.50%	2.25%	65.50%	9.48%	72.00%	2.72%	65.00%	10.05%	71.50%	3.20%	64.50%	10.64%	71.00%	3.68%	64.00%	11.23%	70.50%	4.17%	63.50%	11.84%	70.00%	4.67%	63.00%	12.45%	69.50%	5.17%	62.50%	13.07%	69.00%	5.68%	62.00%	13.70%	68.50%	6.20%	61.50%	14.35%			61.00%以下	15.00
低下率	支給率	低下率	支給率																																																														
75.00%以上	0.00%	68.00%	6.73%																																																														
74.50%	0.44%	67.50%	7.26%																																																														
74.00%	0.88%	67.00%	7.80%																																																														
73.50%	1.33%	66.50%	8.35%																																																														
73.00%	1.79%	66.00%	8.91%																																																														
72.50%	2.25%	65.50%	9.48%																																																														
72.00%	2.72%	65.00%	10.05%																																																														
71.50%	3.20%	64.50%	10.64%																																																														
71.00%	3.68%	64.00%	11.23%																																																														
70.50%	4.17%	63.50%	11.84%																																																														
70.00%	4.67%	63.00%	12.45%																																																														
69.50%	5.17%	62.50%	13.07%																																																														
69.00%	5.68%	62.00%	13.70%																																																														
68.50%	6.20%	61.50%	14.35%																																																														
		61.00%以下	15.00																																																														
窓 口	ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329																																																																
手続き	詳細はハローワーク宮古までお問い合わせ下さい。																																																																

<b>名 称</b>	雇用継続給付（育児休業給付）
<b>目 的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業の取得を容易にする</li> <li>・ 育児休業後の職場復帰を支援</li> </ul>
<b>対 象</b>	<p>被保険者が1歳（一定の場合は1歳2ヶ月。さらに支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヶ月又は2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払い基礎日数11日以上ある月が12ヶ月以上あれば、受給資格の確認を受ける事が出来る。</p> <p>その上で、育児休業給付金は下記の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>（1）育児休業期間中の各1ヶ月ごとに、休業開始前の1ヶ月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていない</p> <p>（2）就業している日数が各支給単位期間（1ヶ月ごとの期間）ごとに10日（10日を超える場合にあっては就学している時間が80時間）以下であること</p>
<b>内 容</b>	<p>原則として</p> <p>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%（ただし、育児休業の開始時から6ヶ月経過後は50%）</p>
<b>窓 口</b>	ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329
<b>手続き</b>	詳細はハローワーク宮古までお問い合わせ下さい

<b>名 称</b>	雇用継続給付（介護休業給付）
<b>目 的</b>	介護を理由に退職する人が多く、給付金を支給することで当該を理由とした退職を防止する。
<b>対 象</b>	<p>家族を介護するための休業をした場合に介護休業開始日前に2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある方が支給の対象となります。</p> <p>その上で、介護休業給付金は下記の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>（1）介護休業期間中の各1ヶ月ごとに休業開始前の1ヶ月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと</p> <p>（2）就業している日数が各支給単位期間（1ヶ月ごとの期間）ごとに10日以下であること</p>
<b>内 容</b>	<p>原則として、</p> <p>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%</p>
<b>窓 口</b>	ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329
<b>手続き</b>	詳細はハローワーク宮古までお問い合わせ下さい

名 称	教育訓練給付（一般教育訓練給付）
目 的	<p>【教育訓練給付とは】</p> <p>・労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度。</p> <p>【一般教育訓練給付】</p> <p>働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする。</p>
対 象	<p>（１）受講開始日現在で、雇用保険の被保険者であった期間（支給要件期間）が3年以上あること</p> <p>※当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については被保険者であった期間（支給要件期間）が1年以上あれば可。</p> <p>（２）受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内であること</p> <p>（３）前回の教育訓練給付金受給から3年以上経過していること</p>
内 容	教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。
窓 口	ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329
手続き	詳細はハローワーク宮古までお問い合わせ下さい。



<p><b>名 称</b></p>	<p>教育訓練給付（専門実践教育訓練給付）</p>
<p><b>目 的</b></p>	<p>【教育訓練給付とは】</p> <p>・労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度。</p> <p>【専門実践教育訓練給付】</p> <p>(1) 教育訓練給付金</p> <p>働く人の主体的で、中期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 教育訓練支援給付金</p> <p>教育訓練給付金を受ける方の内、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の半額に相当する額をハローワークから支給</p>
<p><b>対 象</b></p>	<p>(1) 教育訓練給付金</p> <p>①受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間（支給要件期間）が10年以上あること</p> <p>※当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可</p> <p>②受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が10年以上あること</p> <p>(2) 教育訓練支援給付金</p> <p>①専門実践パンフレットP7参照</p>
<p><b>内 容</b></p>	<p>(1) 教育訓練給付金</p> <p>①専門実践教育訓練の受講中 … 受講者が支払った教育訓練経費 × 40%</p> <p>※ただし、4千円を超える場合。</p> <p>※上限額は、訓練期間が1年 → 32万、2年 → 64万、3年 → 96万</p> <p>②専門実践教育訓練の終了後 … 受講者が支払った教育訓練経費 × 60%</p> <p>※資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合</p> <p>※ただし、4千円を超える場合。</p> <p>※上限額は、訓練期間が1年 → 48万、2年 → 96万、3年 → 144万</p>
<p><b>窓 口</b></p>	<p>ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329</p>
<p><b>手続き</b></p>	<p>平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から教育訓練給付金の1.支給率、2.上限額、3.支給対象者の要件が変わるとともに失業中の方のための4.教育訓練支給給付金の支給額も拡充されます。詳しくはハローワーク宮古までお問い合わせ下さい。</p>

名 称	求職者支援制度
目 的	雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度。
対 象	下記の全ての要件を満たす「特定求職者」 ①ハローワークに求職の申込をしていること ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ③労働の意思と能力があること ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
内 容	民間訓練機関が厚生労働大臣の認可を受けた職業訓練を実施します。(原則無料) (1) 基礎コース 多くの職種に共通する基本的能力を習得する。 (2) 実践コース 基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得する。 ※訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。 ※一定要件を満たせば、訓練期間中月 10 万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。
窓 口	ハローワーク宮古 TEL : 0980-72-3329
手続き	求職者支援制度を利用する為には、ハローワークにて手続きを行う必要があります。 詳細はハローワーク宮古までお問い合わせ下さい。



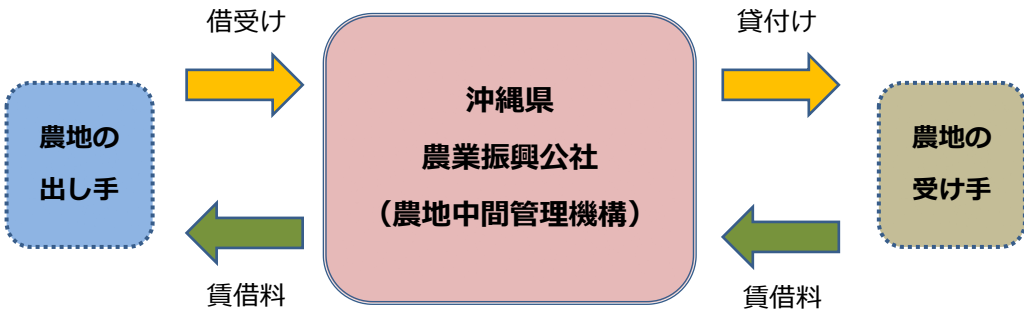
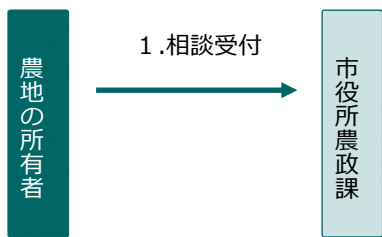
名 称	宮古島市難病・がん患者等に係る航空運賃の一部助成金交付
目 的	難病患者等に係る航空運賃の一部を助成することにより、本市以外での医療機関で通院治療を余儀なくされている難病患者等の渡航に伴う経済的負担を軽減する。
対 象	宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、下記のいずれかに該当する者 (1) 国及び県において実施されている特定疾患治療研究事業の対象者で、沖縄県知事の発行する受給者証の交付を受けている者 (2) 国及び県において実施されている小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者で、沖縄県知事の発行する受給者証の交付を受けている者 (3) 悪性新生物疾患（がん）に罹患している者であり、かつ、本市以外での医療機関での通院治療が必要と主治医が認めた者。ただし、治療終了後の定期検査は5年を限度とする。 (4) 上記に規定された者で、かつ、一人での通院が困難と判断される場合（18歳未満及び要介護認定者に限る）に、付き添いで同行する2親等以内の親族のうち1名。
内 容	往復 13,000 円（片道当たり 6,500 円）を上限として助成。 助成の回数は各年度 2 回までとする。

名 称	宮古島市特定不妊治療に係る航空運賃の一部助成金交付
目 的	沖縄県が実施する特定不妊治療費助成事業を受ける者に係る航空運賃の一部を助成する事により、本市以外での医療機関で治療を余儀なくされている特定不妊治療を受ける者の渡航に伴う経済的負担を軽減する。
対 象	宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、沖縄県の発行する特定不妊治療費助成事業承認決定書の交付を受けている者及びその配偶者とする。
内 容	沖縄県の指定する医療機関で受診する場合に限り、往復 13,000 円（片道当たり 6,500 円）を上限として航空運賃の一部を助成する。 助成の回数は、夫婦で各年度 3 回までとする。
窓 口	宮古島市健康増進課 TEL：0980-73-1978
手 続 き	<pre> graph LR     A[本人または夫妻] -- 1.申請 --&gt; B[市役所]     B -- 2.決定通知 --&gt; A     A --- C[後日、助成金本人通帳(振込)]           </pre>



名 称	就学援助制度
目 的	経済的理由によって就学困難と認められる児童、または、生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う事により、義務教育の円滑な実施を図る。
対 象	宮古島市内に住所を有する児童もしくは生徒の保護者、又は、宮古島市立の小学校もしくは中学校に在学する児童もしくは生徒の保護者であって、下記のいずれかに該当する者 (1) 生活保護法に規定する要保護者 (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めたもの ①世帯の収入が基準額未満の者 ※基準額＝宮古島市就学援助事務取扱要綱第5条 ②その他、就学援助を行う必要があると認める者
内 容	(1) 学用品費 … 小学1年 → 年額 11,420 円 (通学用品費含む) 小学2～6年 → 年額 13,650 円 中学1年 → 年額 22,320 円 中学2～3年 → 年額 24,550 円 (2) 校外活動費 … 小学5年 → 実費 (限度額 3,620 円) (宿泊を伴う) 中学1年 → 実費 (限度額 6,100 円) (3) 校外活動費 … 小学全学年 → 実費 (限度額 1,570 円) 中学全学年 → 実費 (限度額 2,270 円) (4) 新入学児童生徒学用品費 … 小学1年 → 年額 40,600 円 中学1年 → 年額 47,400 円 (5) 学校給食費 … 小学・中学全学年 → 実費 (6) 医療費 … 学校病で学校からの医療券で治療する者 → 実費  ※要保護者で、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているものに対する就学援助の費目は「(6) 医療費」に限る者とする。
窓 口	宮古島市教育委員会学校教育課 TEL : 0980 - 77 - 4944
手続き	○初期認定 (4月1日付) ・4月に学校から配布される申請書及びその他必要書類を、指定された期日までに学校へ提出。 ○随時認定 (上記以降) ・学校若しくは宮古島市 HP 上、及び、教育委員会より申請書を受け取り、記入後、学校へ提出。



名 称	農地中間管理事業
目 的	認定農業者、認定新規農業者などの地域の中心的担い手へ農地集積・集約化を図り、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める。
対 象	農地の所有者
内 容	<p>農地の貸付希望者（出し手）から、沖縄県農業振興公社が農地を借り受けし、農地の借受希望者（受け手）へ農地を貸付します。</p> <p>【農地の出し手のメリット】</p> <p>①賃料の徴収・支払いは、沖縄県農業振興公社が責任を持って行います。</p> <p>②農地借入れ契約期間の満了時には、農地所有者に確実に返ってきます。</p> <p>③借り入れた農地は、借り手が見つかるまで、最長で2年間管理し、その間の出し手への賃料は沖縄県農業振興公社が支払います。</p> <p>④出し手が農地中間管理機構へ、農地を10年以上貸し付けるなど一定の要件を満たせば、賃借料とは別に「機構集積協力金」の交付を受けられる場合があります。</p> 
窓 口	宮古島市農政課農政係 TEL：0980-76-6840
手 続 き	

## 1. 介護保険サービスの対象者等

(1) 40 歳以上の人は、介護保険の被保険者となります。

①65 歳以上の人<第 1 号被保険者>

②40~64 歳までの医療保険に加入している人<第 2 号被保険者>

(2) 介護保険のサービスを利用出来る人は下記の通りです。

(下記に該当する方でも、介護保険料等に納め忘れがある場合、その期間に応じてサービス受給時に制限がかかる場合があります)

①65 歳以上<第 1 号被保険者>

寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合。

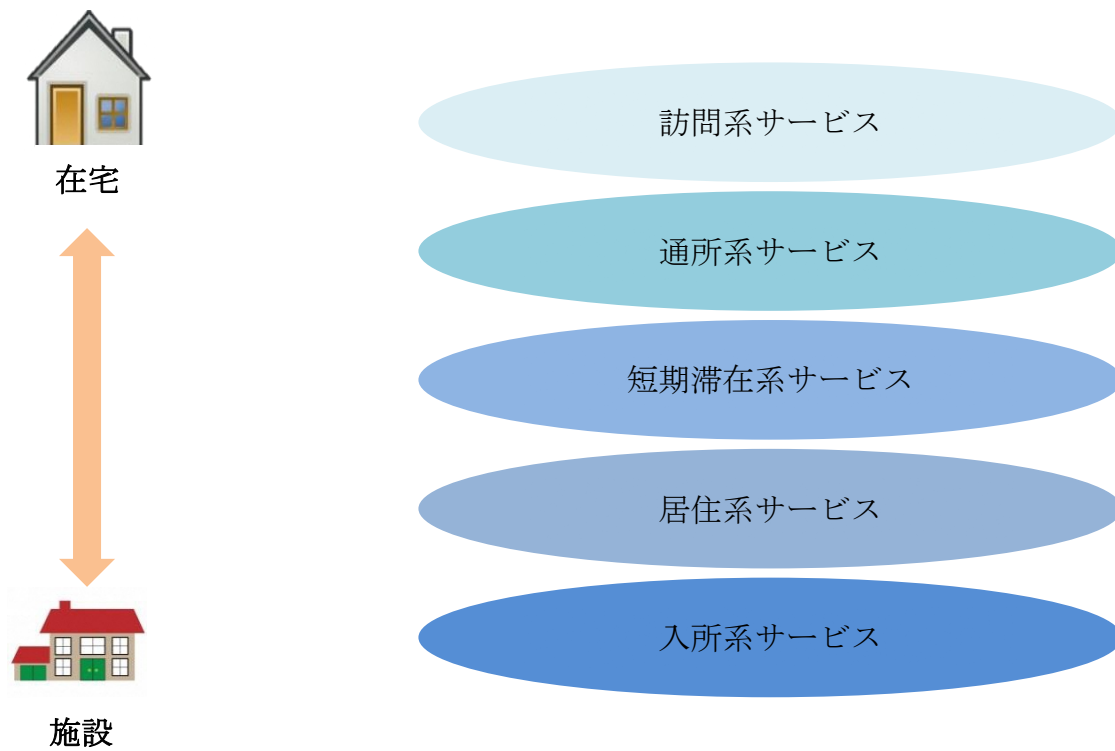
②40 歳～64 歳<第 2 号被保険者>

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※特定疾患）により、要介護状態や要支援状態になった人。

※特定疾患は下記の 16 種類です。

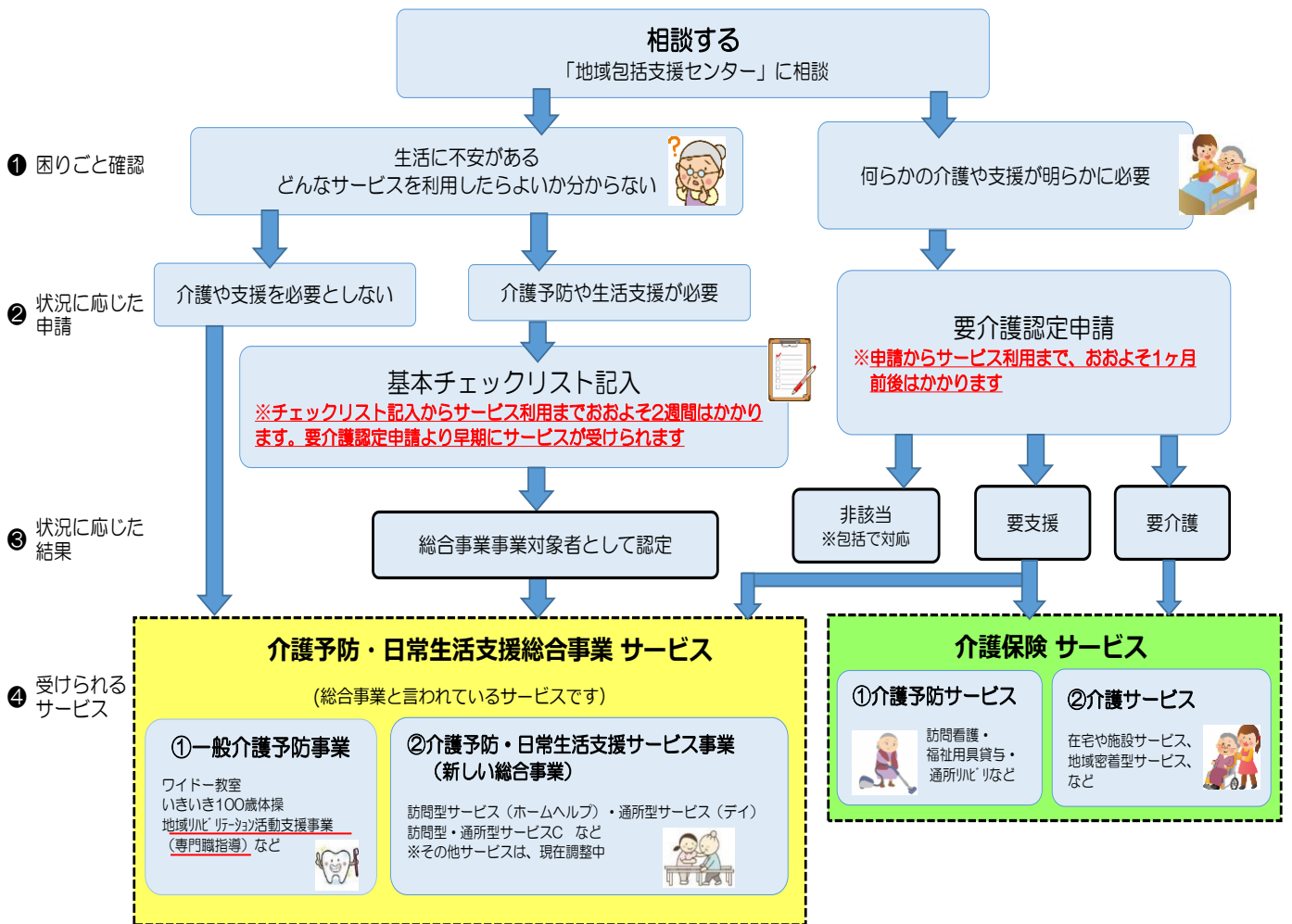
1	筋萎縮性側索硬化症	9	脳血管疾患
2	後縦靭帯骨化症	10	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
3	骨折を伴う骨粗鬆症	11	閉塞性動脈硬化症
4	多系統萎縮症	12	慢性関節リウマチ
5	初老期における認知症	13	慢性閉塞性肺疾患
6	脊髄小脳変性症	14	脊髄管狭窄症
7	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	15	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
8	早老症	16	末期がん

## 2. 介護保険サービスの体系



# 宮古島市介護保険サービス利用の流れ

要介護認定を受けていなくても「基本チェックリスト」により、「総合事業対象者」に判定された場合、より早く介護予防・日常生活支援サービス事業の利用ができます。また、65歳以上の全ての高齢者やその支援者に対して、一般介護予防事業の利用ができます。



## 【お問い合わせ先】

◎地域包括支援センターひらら：75-0656（担当地区：平良市内）

◎地域包括支援センターみやこ：79-0811







（担当地区：下地・上野・城辺・伊良部）



#### 4. 相談窓口



NO.	名 称	連 絡 先	内 容
1	宮古島市高齢者支援課 (市役所平良庁舎 2 階)	TEL : 0980-73-1964	高齢者に関する総合相談業務
2	地域包括支援センターひらら (担当地区 : 平良)	TEL : 0980-75-0656	
3	地域包括支援センターみやこ (担当地区 : 下地、上野、城辺、伊良部)	TEL : 0980-79-0811	

#### 5. 介護保険サービス

自宅で利用するサービス		
サービスの名称	対 象	サービス内容
訪問介護 	要介護 1 以上	○身体介護 … 入浴、排泄、食事等の介護 ○生活援助 … 掃除、選択、調理等の家事 ○生活等に関する相談および助言 ○その他の日常生活場の世話
訪問看護 	要介護 1 以上	○主治医の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問入浴介護 	要介護 1 以上	○自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービス
訪問リハビリテーション 	要介護 1 以上	○主治医の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス
居宅療養管理指導 	要介護 1 以上	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス

自宅から通って利用するサービス		
サービスの名称	対 象	サービス内容
通所介護（デイサービス） 	要介護 1 以上	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス
地域密着型通所介護 	要介護 1 以上	日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス
認知症対応型通所介護 	認知症の症状がある要介護 1 以上の認定を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食事、入浴、排せつの介護</li> <li>○生活等に関する相談・助言</li> <li>○健康管理</li> <li>○機能訓練（リハビリテーション）</li> </ul>
短期入所療養介護 	要介護 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所</li> <li>○医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス</li> </ul>
通所リハビリテーション（デイケア） 	要介護 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体機能 関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導</li> <li>○日常生活 歩行練習（屋内、屋外）、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など）、</li> <li>○日常生活動作訓練（階段の昇降、入浴、トイレ動作など） ほか</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護 	要介護 1 以上	通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせたサービス <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事、入浴、排せつの介護</li> <li>○調理、洗濯、掃除等の家事</li> <li>○生活等に関する相談・助言</li> <li>○健康管理</li> <li>○機能訓練（リハビリテーション） ほか</li> </ul>

<p>看護小規模多機能型 居宅介護</p> 	<p>要介護 1 以上</p>	<p>「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ て提供するサービス</p>
<p>短期入所生活介護</p> 	<p>要介護 1 以上</p>	<p>介護老人福祉施設などに短期間宿泊してもらい、自 宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能 の維持回復だけでなく、介護する家族の負担軽減な どを図るサービス</p> <p>○食事、入浴、排せつの介護 ○機能訓練（リハビリテーション） ほか</p>

生活環境を整えるためのサービス		
サービスの名称	対 象	サービス内容
<p>福祉用具貸与</p> 	<p>要介護 1 以上</p>	<p>日常生活に必要な福祉用具をレンタルするサービス</p> <p>○車いす、特殊寝台、手すり、歩行器 など</p>
<p>特定福祉用具販売</p>	<p>要介護 1 以上</p>	<p>日常生活に必要な福祉用具を販売するサービス</p> <p>○腰掛便座、入浴補助用具 など</p>
<p>住宅改修</p> 	<p>要介護 1 以上</p>	<p>住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の 改修を行うサービス</p> <p>○手すりの取り付け、段差の解消 など</p>

生活の場を自宅から移して利用するサービス		
サービスの名称	対 象	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 	常時介護が必要 で在宅生活が困 難な方(要介護3 以上の認定を受 けた方)	「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設 ○食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護 ○リハビリテーションなどの機能訓練 ○健康チェックなど日常の健康管理 ○相談援助、レクリエーション など
介護老人保健施設 	要介護1以上	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設 ○理学療法士、作業療法士、看護師などによるリハビリテーション ○診察、投薬、検査などの医療ケア、看護 ○食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護 ○相談援助、レクリエーションなど
介護療養型医療施設 	要介護1以上	病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。
特定施設入居者生活介護 	要介護1以上	有料老人ホームなどの特定施設における入居者の日常生活を支えるサービス ○食事、入浴、排せつの介護 ○機能訓練(リハビリテーション) ○療養上の世話 ほか
認知症対応型 共同生活介護 (認知症高齢者グループ ホーム)	要介護1以上 (認知症の診断 がある方)	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、家庭的な環境の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。



介護予防のためのサービス		
サービスの名称	対 象	サービス内容
訪問型サービス 	要支援 1～2 介護予防・生活支援サービス事業 対象者	ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービス提供します。  ○入浴、排せつ、食事等の介護 ○掃除、洗濯、調理等の家事 ○生活等に関する相談及び助言 ○その他の日常生活上の支援
介護予防訪問入浴介護 	要支援 1～2	自宅の浴槽での入浴が困難な方へのサービス ○全身浴、部分浴、清拭 ○体温、血圧、脈拍等の測定 ○更衣の介助
介護予防訪問看護 	要支援 1～2	主治医の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス
介護予防訪問リハビリテーション 	要支援 1～2	利用者の居宅でリハビリを行うサービス  ○身体機能 関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導  ○日常生活 歩行練習（屋内、屋外）、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など）日常生活動作訓練（食事や更衣、入浴、トイレ動作など） ○家族支援 歩行練習（屋内、屋外での介助方法の検討、指導）、福祉用具・自助具の提案、住宅改修に関する助言
通所型サービス 	要支援 1～2 介護予防・生活支援サービス事業 対象者	日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス ○食事、入浴、排せつの介助 ○健康管理 ○日常生活動作訓練 ○レクリエーション ほか

<p>介護予防認知症対応型 通所介護</p> 	<p>要支援 1～2 (認知症の診断 がある方)</p>	<p>軽度の認知症の方に対するデイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事、入浴、排せつの介護</li> <li>○生活等に関する相談・助言</li> <li>○健康管理</li> <li>○機能訓練（リハビリテーション） ほか</li> </ul>
<p>介護予防通 リハビリテーション</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>施設等において、日帰りでリハビリを行うサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体機能 関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導</li> <li>○日常生活 歩行練習（屋内、屋外）、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など）、日常生活動作訓練（階段の昇降、入浴、トイレ動作など） ほか</li> </ul>
<p>介護予防短期入所 生活介護</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>介護老人福祉施設等に短期間入所してもらい、介護する家族の負担軽減を図るサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事、入浴、排せつの介護</li> <li>○機能訓練（リハビリテーション） ほか</li> </ul>
<p>介護予防短期入所 療養介護</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所してもらい、介護する家族の負担軽減を図るサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師、看護職員、理学療法士等からの医療や機能訓練</li> </ul>
<p>介護予防福祉用具貸与</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○車いす、特殊寝台、手すり、歩行器 など</li> </ul>
<p>特定介護予防 福祉用具販売</p>	<p>要支援 1～2</p>	<p>日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○腰掛便座、入浴補助用具 など</li> </ul>

<p>介護予防住宅改修</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービス</p> <p>○手すりの取付、段差の解消 など</p>
<p>介護予防小規模多機能型 居宅介護</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせたサービス</p> <p>○食事、入浴、排せつの介助 ○調理、洗濯、掃除等の家事 ○生活等に関する相談・助言 ○健康管理 ○機能訓練（リハビリテーション） ほか</p>
<p>介護予防特定施設入居者 生活介護</p> 	<p>要支援 1～2</p>	<p>有料老人ホームなどの特定施設における入居者の日常生活を支えるサービス</p> <p>○食事、入浴、排せつの介助 ○機能訓練（リハビリテーション） ○療養上の世話 ほか</p>
<p>介護予防認知症対応型 共同生活介護</p> 	<p>要支援 2 (認知症の診断がある方) ※要支援 1 は使えない</p>	<p>認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。</p> <p>○食事、入浴、排せつの介護 ○機能訓練（リハビリテーション） ほか</p>

## 6. 宮古島市独自の事業

生き生き教室	
内 容	「介護予防」の考え方や知識の普及と啓発を目的として各地区でデイサービスを提供し、運動機能や栄養状態、口腔状態を改善・向上させ、うつ・認知症や閉じこもり等を予防していきます。
対 象	○65 歳以上で、ひきこもりがちな方 (原則、介護サービスや予防サービス要支援・要介護認定を受けていない方)
利用料等	○1回400円、月4回まで

軽度生活援助事業	
内 容	高齢者の方が介護保険サービスを利用せずに自立した生活が送れるよう、屋内外の清掃や買い物、外出の付き添い、調理といった簡単な日常生活のお手伝いをします。
対 象	○65 歳以上の一人暮らし 又は ○高齢者のみの世帯の方で、市民税非課税世帯の方。
利用料等	○1時間につき80円（生活保護世帯は無料）

食の自立支援事業	
内 容	高齢者の自宅を訪問して、栄養のバランスのとれた献立のお弁当を提供します。週3食以内、昼食として配達し、安否確認も行います。
対 象	○65 歳以上、食事作りが困難で、近隣に食事の提供をする者がいない方。
利用料等	週3食以内（月～金） 1食あたり：非課税世帯 300円、課税世帯 400円

ねたきり老人等日常生活用品給付事業	
内 容	在宅で介護を受けている寝たきり・認知症の方に対し、おむつを原則として月に200枚（板おむつの場合）宅配します。
対 象	○65 歳以上 かつ ○おむつの使用が6ヶ月以上継続している方。 ※ただし、本人および本人と生計を一にする世帯が市民税非課税の場合に限る。
利用料等	無料

高齢者外出支援タクシー利用助成事業	
内 容	目的を問わず高齢者が外出でタクシーを利用する場合に利用券を配布し料金の一部を援助する。
対 象	65 歳以上の非課税世帯で、協力的な親族がいない要介護認定を受けていない方。 ※要支援 1・2 の方は利用できます。 ※移動支援事業を利用していないものは利用できる。
利用料等	年間を通し 36 枚から 72 枚までの範囲でタクシー利用券（初乗り分相当）を配布。 ※利用券（チケット）を超えた料金は全額自己負担。

高齢者見守り事業	
内 容	65 歳以上の在宅の一人暮らし老人等に訪問介護事業所連携の基、24 時間 365 日オペレーションセンター対応の通報体制により、定期巡回、随時対応サービスにより、日常生活の安全の確保と不安の解消を図ります。
対 象	65 歳以上の虚弱な一人暮らし。 65 歳以上の高齢者のみ世帯で支援が必要な者
利用料等	無料

宮古島市長寿大学	
内 容	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなたより暮らしの高齢者に対し、仲間づくりの輪を広げるためのレクリエーションや各種教養講座等を提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ります。
対 象	宮古島市に現に居住する比較的元気なおおむね 60 歳以上の者とする
利用料等	無料 送迎 100 円（往復）

訪問理・美容サービス事業	
内 容	理容院、又は美容院に出向くことが難しい高齢者に対し、出張理・美容サービスを提供します。
対 象	おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者の方や、重度の身体上の障害のために理容院、美容院へ出向くことが困難である方。
利用料等	原則として年に 6 回以内。 出張・移動費（1 件 2,000 円）を宮古島市が負担し、理美容にかかる料金（カット、パーマ、カラー、顔そりなど）は自己負担となります

老人日常生活用具給付等事業	
内 容	日常生活用具（老人用電話）の給付、貸与を行います。
対 象	65 歳以上の寝たきり高齢者や、一人暮らしの高齢者。
利用料等	工事費・回線使用料・電話機のリース料などは宮古島市が負担します。利用者が負担するのは毎月の通話料のみです。

生活管理指導短期宿泊事業	
内 容	日常生活を営むのが難しい高齢者に対して、ショートステイサービスを提供し、自立した生活の維持と要介護状態への進行予防を支援する事を目的としています。
対 象	60 歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定者以外の方で、基本的に生活習慣が欠如していると認められる方。
利用料等	利用自己負担 1 日 380 円 および 送迎費 1 回 60 円 生活保護受給者は無料。ただし、6 ヶ月間に 7 日以内です。  (注)滞在に係る食費は全額自己負担です。

介護慰労支給事業	
内 容	在宅で要介護高齢者を介護している家族などに、年間 100,000 円を支給します。
対 象	要介護 4 または 5 の高齢者を、介護保険のサービスを過去 1 年以上利用せずに、在宅で介護している市民税非課税の家族等  (注)過去 1 年間に 90 日以上長期入院がないこと。

通いの場事業	
内 容	介護予防を目的に、地域の住民が主体的に集い活動することに助成する制度です。ボランティアが開催しコミュニケーションをはかることで、介護予防につながることを期待します。  (開催要件) ・市の育成講座を修了したボランティアが開催 ・高齢者 3 人以上が集うこと
対 象	65 歳以上の者（無料）

## ワイドー教室

内 容	体操や運動を学ぶことで介護予防を促し、社会参加や生きがいづくり促進します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・看護師による健康状態の確認</li><li>・転倒骨折予防体操及び運動</li></ul>
対 象	65 歳以上の者（無料）、週 1 回程度 全 12 回 開校式 4 月～ 6 月



## (1) 障害者手帳

身体障害者手帳	
概要	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事等が交付する。障害の程度に応じて1級～7級までの手帳が交付されます。
対象	○視覚障害 ○聴覚・平衡機能障害 ○肢体不自由 ○音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 ○心臓機能障害 ○じん臓機能障害 ○呼吸器機能障害 ○直腸・ぼうこう機能障害 ○小腸機能障害 ○肝機能障害 ○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
必要書類	○交付申請書 ○写真 ○印鑑 ○指定医による身体障害診断書
手続きの流れ	<pre> graph LR     A[指定医] -- 1.受診 --&gt; B[本人・保護者]     B -- 2.診断書 --&gt; A     B -- 3.申請 --&gt; C[市役所]     C -- 4.進達 --&gt; B     C -- 7.手帳送付 --&gt; D[更生相談所]     D -- 5.諮問 --&gt; E[社会福祉審議会]     E -- 6.答申 --&gt; D     D -- 8.手帳交付 --&gt; B     subgraph "必要に応じて"         D         E     end   </pre>

療育手帳	
概要	知的障害者（児）が一過した療育・援助を受け、この手帳を見せる事により様々な福祉施策を受けやすくする事を目的としたものです。 障害の程度により、最重度（A1）・重度（A2）・中度（B1）・軽度（B2）の4段階に区分されます。
対象	児童相談所・知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方
必要書類	○交付申請書 ○調査書 ○写真 ○印鑑
手続きの流れ	<pre> graph LR     A[本人・保護者] -- 1.申請 --&gt; B[市役所]     B -- 2.進達 --&gt; A     B -- 6.手帳送付 --&gt; C[宮古福祉事務所]     C -- 3.送付 --&gt; D[更生相談所]     D -- 5.判定結果報告 --&gt; C     D -- 4.判定 --&gt; A   </pre>



精神保健福祉手帳	
概 要	精神に障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明する手帳です。障がいの程度により1級～3級が交付されます。手帳の有効期間は2年間です。更新の手続きは有効期限の3ヶ月前から受け付けます。
対 象	精神障がいのために、日常生活または社会生活に不自由のある方。統合失調症・躁うつ病・てんかん・中毒性精神病・認知症などの器質性精神病などの精神疾患が対象になります。初診日（はじめて病院にかかった日）から6ヶ月以上たった日から申請できます。
必要書類	<p>(1) 診断書による提出 ○申請書 ○手帳申請用の診断書 ○写真（任意）</p> <p>(2) 障害年金証書（精神）による提出 ○申請書 ○年金証書の写し ○照会同意書 ○年金支払い通知書 ○写真</p> <p>(3) 特別障害給付金受給資格証（精神）による提出 ○申請書 ○特別障害給付金受給資格証明書の写し ○国庫金送金通知書 ○照会同意書 ○写真</p>
手続きの流れ	<pre> graph LR     A[医師] -- "1. 受診" --&gt; B[本人・保護者]     B -- "2. 診断書 交付" --&gt; A     B -- "3. 申請" --&gt; C[市役所]     C -- "8. 手帳交付" --&gt; B     C -- "4. 進達" --&gt; D[宮古保健所]     D -- "7. 手帳送付" --&gt; C     D -- "5. 送付" --&gt; E[沖縄県総合精神保健福祉センター]     E -- "6. 決定" --&gt; D </pre>

(2) 補装具と日常生活用具

補装具	
概 要	<p>障がい者の身体機能を補完し、又、代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。</p> <p>厚生労働省では下記の3つの条件を満たすものを補装具と定めています。</p> <p>(1)身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>(2)身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>(3)給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの</p>
対 象	<p>身体障害者手帳の交付を受けている方、又は難病をお持ちの方で判定で認められた方</p>
必要書類	<p>○申込書 ○身体障害者手帳 ○見積書 ○印鑑 ○意見書</p> <p>○収入申込書および添付書類（収入が分かるもの）</p>
支給内容	<p>身体上の障がいを補う為の用具（補装具）を購入・修理に掛かる費用を給付します。</p> <p>利用者の負担は、原則1割負担となります。</p> <p>但し、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の場合は、利用者の負担費用はありません。</p>
手続きの流れ	<pre> graph TD     A[指定医] -- 1.受診 --&gt; B[本人・保護者]     B -- 2.診断書交付 --&gt; A     B -- 3.申請 --&gt; C[市役所]     C -- 6.判定書に基づき、給付券を発行 --&gt; B     C -- 4.進達 --&gt; D[更生相談所 身体障害者 沖縄県 判定]     D -- 5.要否判定 結果通知 --&gt; C     B -- 7.給付券提出 --&gt; E[委託業者]     </pre>

日常生活用具	
概要	<p>心身に障がいがある方の日常生活を容易にすることを目的とする用具です。</p> <p>厚生労働省では下記の3つの条件を満たすものを日常生活用具と定めています。</p> <p>(1)安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの</p> <p>(2)日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの</p> <p>(3)製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの</p>
対象	障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細は宮古島市障がい福祉課へお問い合わせ下さい
必要書類	<p>○障害者手帳等 ○見積書</p> <p>○用具のカタログ（型番、定価記載のもの） ○印鑑</p> <p>*品目によっては医師の意見書が必要になる場合もあります。</p>
支給内容	<p>自己負担額は 原則 購入金額の1割となります。</p> <p>品目ごとに基準額が定められています。購入する用具の金額が基準額を超える場合、差額は全額自己負担となります。</p>
手続きの流れ	<pre> graph TD     A[本人・保護者] -- 1.申請 --&gt; B[市役所]     B -- 2.結果通知 --&gt; A     A -- 3.給付券提出 --&gt; C[業者] </pre>

(3) 介護給付、障害児通所給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーと一緒に手伝います。 ・身体介護：着替えや入浴のお手伝い ・家事援助：食事の用意や部屋の掃除 ・通院等乗降介助：通院のために、一緒に病院まで行きます。
重度訪問介護	重い肢体不自由があり、常に介護を必要とする方の家にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出の支援を行います。
行動援護	重い障がいにより外出が難しい方が外出する際に、危険を回避するため、ヘルパーが同行し必要な援護を行います。
同行援護	視覚障害をお持ちの方の外出時の移動、代筆や代読を含む視覚的情報の支援排泄や食事等の介護その他、外出する際に必要となる援助が受けられます。
重度障害者等 包括支援	重い障がいにより常に介護を必要とする方に対し、居宅介護(ホームヘルプ)などの複数のサービスをまとめて提供します。
短期入所 (ショートステイ)	家族が病気になったときなどに、短期間、障がい者(児)が施設に泊まることができます。
療養介護	医療や常に介護が必要な方に対し、医療機関で機能訓練や看護、介護を行います。
生活介護	常に介護が必要な方が、主として昼間に介護を受けながら創作的活動や授産活動に参加することができます。通所での利用も可能です。
施設入所支援	施設に入所し、主として夜間に、介護を受けることができます。
放課後等デイサービス (就学児) 児童発達支援 (未就学児)	障がいがある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

(4) 訓練等給付

自立訓練 (生活訓練)	障害のある方が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を、一定の期間、施設や自宅で受けることができます。
就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。
就労継続支援 (A・B型)	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。
共同生活援助 (グループ-ホーム)	障害のある方たちが、アパートや家で一緒に暮らします。 世話人から、日常生活の手伝いをうけることができます ・お金使い方の指導 ・食事の用意の練習など

(5) 地域相談支援給付

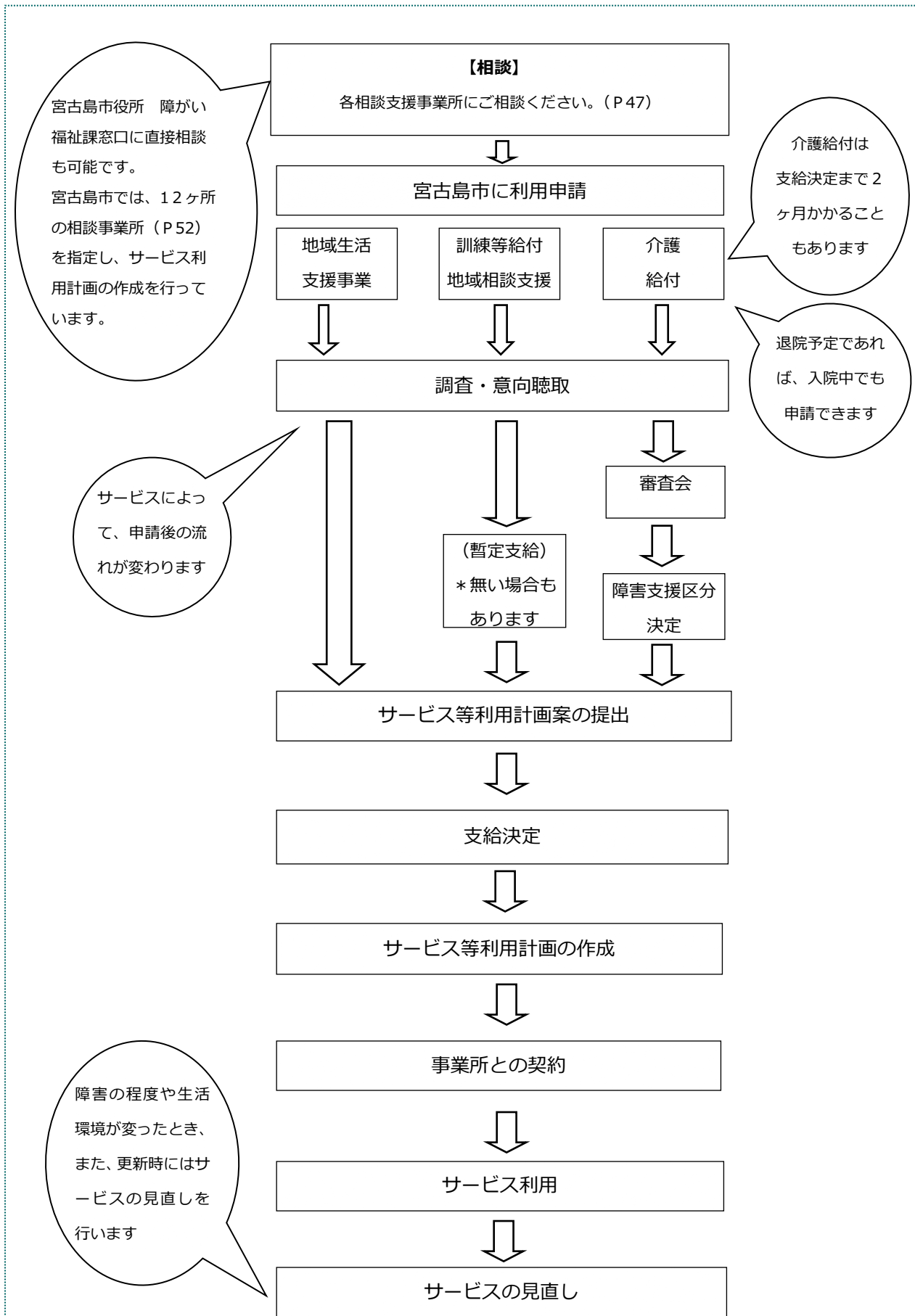
地域移行支援	精神科病棟や障害者支援施設等に長期入院(入所)している方で地域生活への移行のために支援が必要と認められる方に対して、相談や体験その他必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活することが困難な方で特に支援が必要な方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、必要な支援を行います。



(6) 地域生活支援事業

相談支援事業	障がい者や保護者から障がい者福祉に関する相談を受けます。
地域活動支援センター	日中の活動の場の提供および、支援を行います。 ・生活上の相談 ・スポーツやレクリエーション ・創作活動 ・地域との交流 など
日中一時支援	障がい者等の家族の仕事で都合がつかないときや、家族の一時的な負担軽減を図るために、障害者の日中における活動の場を提供します。
移動支援事業	ヘルパーが、外出する手伝いを行います。買い物や社会参加の為の外出などに利用できます（通勤、定期通院には利用できません）
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者・精神障がい者が成年後見制度を利用することを支援します。
意思疎通支援事業	聴覚や言語・音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対し意思疎通をサポートする手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うに必要な手話表現・技術を取得した手話奉仕員を養成し、手話奉仕員として登録し活動します。
声の広報等の発行	視覚障害者に対し音訳（文章をテープに吹き込む）により、広報紙を定期的に提供します。
文化・芸術活動振興	障がい者などの文化芸術活動を振興するため、作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供すると共に、創作意欲を助長する為の環境の設備や必要な支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催	レクリエーション活動を通じて、障がい者などの体力増進、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供し、社会参加活動を行う為の環境設備や支援を行います。
自動車運転免許取得・改造等事業	自動車運転免許取得に要する費用および自ら所有し運転する自動車を改造するために要する経費を助成し就労や社会復帰の促進を図ります
住宅改修費助成事業	重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合に助成します
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ用具といった日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）の支給等を行います。
訪問入浴サービス	自力または家族の介助のみでは入浴することのできない在宅の重度身体障害者に対して、入浴設備を備えた車両により定期的に入浴サービスを提供します。
入院時意思疎通支援事業	意思疎通が困難で介護者がいない障がい者・障がい児が入院した場合に、本人の意思を医療従事者等に伝える意思疎通支援員を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援します。

(7) 障害福祉サービス利用までの流れ



## (8) 相談窓口

沖縄県				
1	宮古保健所 TEL : 0980-72-2420	精神保健やアルコール、難病、エイズ、未熟児、感染症の相談など		
宮古島市				
1	基幹相談支援センター TEL : 0980-73-1975	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等が総合的な相談（身体障害・知的障害・精神障害・難病）及び成年後見制度等についての相談業務を行います。		
2	障害者虐待防止センター TEL : 0980-73-1975	市在住の障がい者（児）への虐待防止に関する業務について、障害者虐待防止法に則して相談や支援訪問等を行っています。		
3	支援室ゆい TEL : 0980-73-1975	市在住の発達障がい児（者）や発達過程において悩みを持つ保護者や支援者らを対象に相談や支援、関係機関の紹介などを行っています。		
相談支援事業所		一般相談	特定相談	連絡先
1	ひらら	○	○	TEL : 0980-72-6668
2	チョコット	-	○	TEL : 0980-79-5187
3	みやこ	○	○	TEL : 0980-73-7770
4	そうだんの窓口	-	○	TEL : 0980-79-5477
5	ていだ	○	○	TEL : 0980-78-4608
6	さぽーと	-	○	TEL : 0980-74-3719
7	くこりもや	-	○	TEL : 0980-72-5665
8	社協	-	○	TEL : 0980-72-4240
9	おおしお	-	○	TEL : 0980-72-7795
10	わかば	-	○	TEL : 0980-72-8403
11	あけぼの	○	○	TEL : 0980-79-0202
12	f i t	-	○	TEL : 0980-79-5115
その他				
1	宮古地域権利擁護センター TEL : 0980-75-3955	福祉サービス利用の援助や日常的金銭管理など		
2	成年後見支援センターみやこ TEL : 0980-72-7515	成年後見制度の利用に係る相談や、手続きの支援を行います。家庭裁判所の審判により、成年後見人として選任されることもあります。		

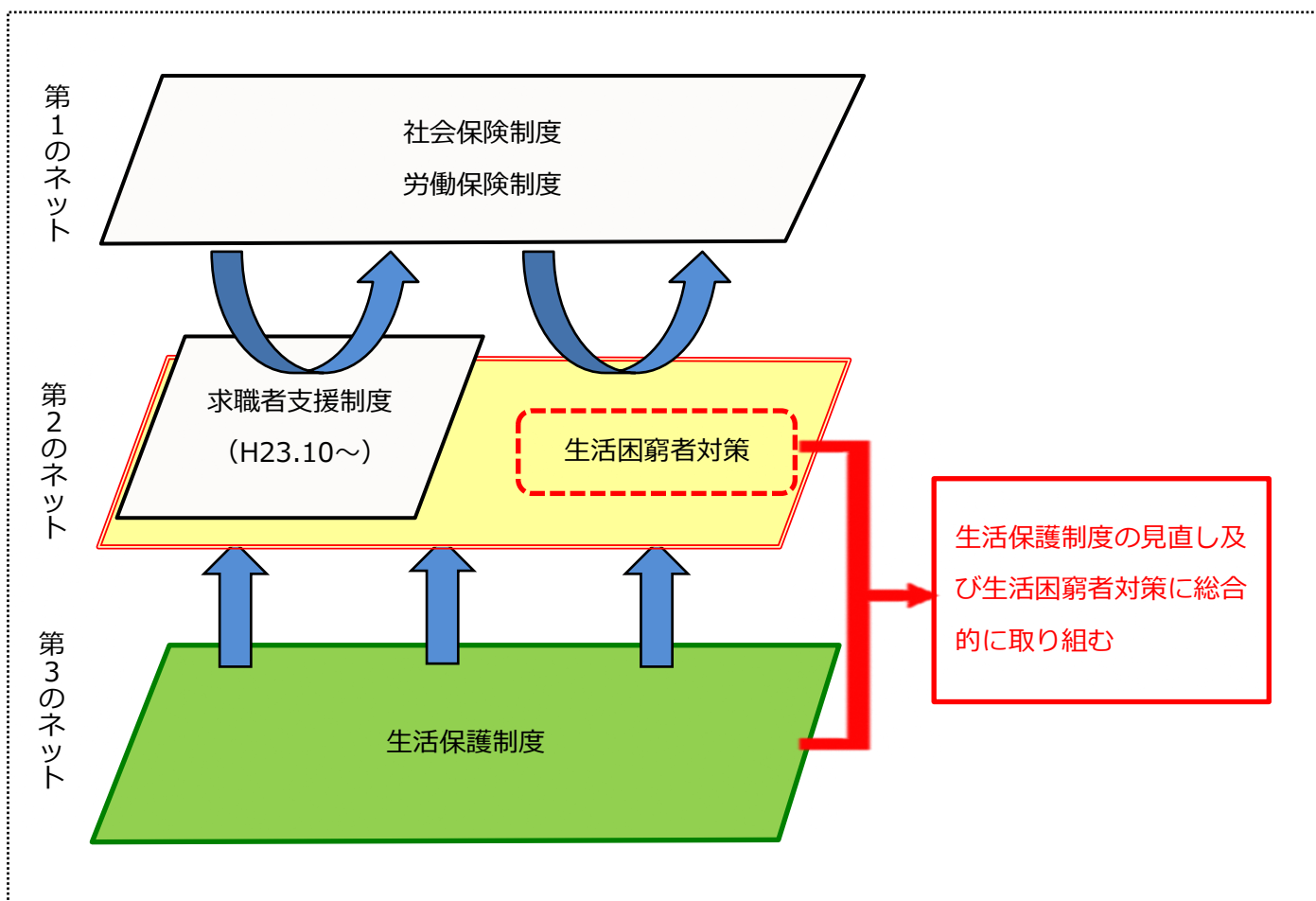


- ※「一般相談」 → 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。
- 「特定相談」 → サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

## 1. 対象者

生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を言う。

## 2. 生活困窮者対策の全体像

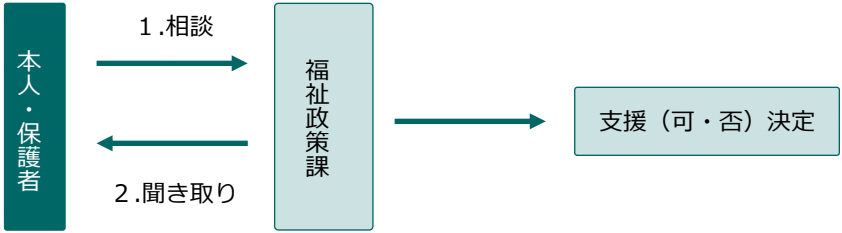


### 3. 制度の内容

<b>名 称</b>	自立相談支援事業（必須事業）
<b>対 象</b>	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者 *ただし、経済的困窮に限らず複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
<b>目的及び 内 容</b>	(1) 生活困窮者の相談に応じ、適切にアセスメントを実施して一人ひとりの状態にあったプランを作成し、必要な支援の提供につなげる。 (2) 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む。

<b>名 称</b>	住居確保給付金（必須事業）
<b>目 的</b>	離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。
<b>対 象</b>	離職後2年以内の者及び65歳未満の者であって、現住居が喪失又は住居を喪失するおそれのある者
<b>内 容</b>	支給上限額：生活保護世帯を基準にした上限額 支給期間：原則3ヶ月間（※状況に応じて延長可）

<b>名 称</b>	一時生活支援事業（任意事業）
<b>目 的</b>	ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する事等により自立を支援する。
<b>対 象</b>	一定の住居を持たない生活困窮者で、厚生労働省令で定める収入要件及び資産要件に該当する者。または、緊急性等を勘案し都道府県等（福祉事務所設置自治体）が必要と認める者。
<b>内 容</b>	一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与または提供する。

名称	子どもの学習支援事業（任意事業）
目的	生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での生活習慣及び養育相談、学習支援といった「貧困の連鎖」を防止する子どもの育成支援等を行う。
対象	<p>下記のいずれかに該当する世帯の子どもの対象とする。</p> <p>(1) 厚生労働省令で定める要件に該当する者</p> <p>(2) 生活保護法における被保護世帯</p> <p>(3) 宮古島市において就学援助を受給している世帯</p> <p>(4) 宮古島市において就学援助を受給出来る世帯と同程度の収入の世帯</p> <p>(5) 児童扶養手当を受給している世帯</p> <p>(6) 収入の状況や世帯状況等を行旅し、市長が支援が必要と認める世帯</p>
内容	<p>(1) 学習支援 高校受験の為の進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し</p> <p>(2) 居場所の提供 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供</p> <p>(3) 進路相談等 家庭訪問等による個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供</p> <p>(4) 高校中退防止のための支援 家庭訪問等による個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー</p> <p>(5) 親に対する養育支援 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供</p> <p>(6) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援</p>
窓口	宮古島市福祉政策課 TEL：0980-73-1981
手続き	 <pre> graph LR     A[本人・保護者] -- 1.相談 --&gt; B[福祉政策課]     B -- 2.聞き取り --&gt; A     B --&gt; C[支援(可・否)決定]   </pre>

名 称	子供の居場所運営支援事業（任意事業）
目 的	生活困窮者が困窮している子育て世帯の子どもに対して、生活指導や軽食の提供、キャリア形成教育を行うための居場所を提供し、意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、自己肯定感を高め将来的な自立を目的とした居場所型学習支援を推進することを目的とする
対 象	下記のいずれかに該当する世帯の子どもを対象とする。 (1) 生活保護法における被保護世帯 (2) 宮古島市において就学援助を受給している世帯 (3) 宮古島市において就学援助を受給出来る世帯と同程度の収入の世帯 (4) 児童扶養手当を受給している世帯 (5) 収入の状況や世帯状況等を考慮し、市長が支援が必要と認める世帯
内 容	(1) 学習支援 (2) キャリア・教養支援 (3) 生活支援 (4) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
窓 口	宮古島市福祉政策課 TEL：0980-73-1981
手続き	<pre> graph LR     A[本人・保護者] -- 1.相談 --&gt; B[福祉政策課]     B -- 2.聞き取り --&gt; A     B --&gt; C[支援(可・否)決定]     C -- 面接 --&gt; D[各居場所]           </pre>

### 1. 生活保護制度とは

生活に困っている人に対して、経済的な援助を行い最低限度の生活を保障しながら、いずれは自分の力で生活できるよう積極的に自立を助けることを目的としています。

### 2. 生活保護の種類

1	生活扶助	食費、衣類、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
2	住宅扶助	家賃、地代など住宅にかかる費用
3	教育扶助	学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
4	医療扶助	病気やケガの治療のため、病院にかかる費用
5	介護扶助	介護サービスを受けるための費用
6	出産扶助	出産するための費用
7	生業扶助	高校就学費用、技能技術を身につけるための費用
8	葬祭扶助	葬祭の費用
9	一時扶助	被服費、家計什器費、住宅維持費、敷金、移送費 等 (※一定の条件有り)

#### ～留意事項～

上記については**扶助するにあたり細かい規定があります**ので、必ず事前に生活福祉課（福祉事務所）にご相談下さい。

### 3. 相談窓口

名称	宮古島市福祉部生活福祉課	
場所	宮古島市役所平良庁舎4階	
連絡先	TEL : 0980-73-1962	FAX : 0980-73-1963



